

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

本店第二営業部歩合外務員は、平成4年1月から5年5月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることのできる旨の契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

当該歩合外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年7月1日、T証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成6年4月27日付をもって日本証券業協会会长に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の歩合外務員について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年6月17日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、6月27日付で、前記の者について

外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができるることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、平成6年6月29日から7月28日までの1か月間、当該外務員について外務員の職務の停止を命じた。

#### (1) 検査の結果に基づく勧告〔事案11〕

##### ① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、U証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年6月7日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

##### 1 取引一任勘定取引の契約の締結

n支店支店長、副店長及び営業課長(いずれも当時)は、平成4年3月、特定顧客の株式等の売買取引の受託につき、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、5年2月までの間、取引を受託、執行した。

当該支店長らが行った有価証券の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、銘柄、数及び価格につ

いて定めることができる内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

## 2 有価証券の売買に関する虚偽表示

n 支店営業課長（当時）は、平成3年5月及び4年3月、特定顧客との間で取引一任勘定取引の契約を締結する際、当該顧客に対し、当該顧客の有価証券の時価等に関し虚偽の表示を行った。

当該営業課長が平成3年5月に行った有価証券の売買に関する虚偽の表示は、旧証券取引法（昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。以下同じ。）第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。以下同じ。）第1条第1号に規定する「有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為」に該当し、4年3月に行った有価証券の売買に関する虚偽の表示は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第1号に規定する「有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為」に該当すると認められる。

## 3 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

本店営業部営業主任（当時）は、o 支店営業部に勤務していた昭和61年12月から平成元年2月までの間及び本店営業部に異

動した後の元年3月から4年5月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式等の売買を多数回にわたり行った。

当該営業員が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該営業員が行った上記取引のうち、平成3年12月31日以前に行われた取引は、旧証券取引法第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、4年1月1日以降に行われた取引は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

## ② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年8月31日、U証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

### ○ 外務員に対する処分

- (1) 平成6年6月10日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の4人について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年7月27日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に

対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、8月5日付で、前記の4人について外務員登録の取消し及び外務員の職務停止を命じた。

① 当該証券会社外務員3人（n支店支店長、副店長及び営業課長、いずれも当時）が行った、株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、銘柄、数及び価格について定めることができる内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引」の契約を締結する行為に該当すると認められ、また、当該契約の締結に際し、当該証券会社外務員（同支店営業課長）が行った、当該顧客に対する有価証券の売買に関する虚偽の表示は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第1号（平成3年12月31日以前の行為は、改正前の証券取引法（平成3年法律第96号施行前のもの。以下、「旧証券取引法」という。）第50条第1項第5号に基づく改正前の「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号施行前のもの。以下、「旧省令」という。）第1条第1号）に規定する「有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為」に該当すると認められたので、証券取引法（昭和23年法律第25号）第64条の3第1項の規定に基づき、それぞれ外務員について、以下のとおり外務員登録の取消し及び外務員の職務の停止を命じた。

- イ 外務員登録の取消し n支店営業課長（当時）
- ロ 外務員の職務の停止

8月9日から9月8日までの1か月間

n支店支店長（当時）

8月9日から8月29日までの3週間

n支店副店長（当時）

② 当該証券会社外務員（本店営業部営業主任、当時）が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく株式等の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第2条第5号（平成3年12月31日以前の売買は、旧証券取引法第50条第1項第5号に基づく旧省令第1条第5号）に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められたので、証券取引法（昭和23年法律第25号）第64条の3第1項の規定に基づき、平成6年8月9日から8月29日までの3週間、当該外務員について外務員の職務の停止を命じた。

#### (12) 検査の結果に基づく勧告〔事案12〕

##### ① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等がV証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年6月17日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

##### ○ 取引一任勘定取引の契約の締結

P支店営業員（当時）は、平成4年8月から5年2月までの間、特定顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

当該営業員が行った、有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

## ② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年8月31日、V証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

### ○ 外務員に対する処分

- (1) 平成6年6月21日付をもって日本証券業協会会长に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社のP支店営業員（当時）について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年7月25日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、8月5日付で、前記の者について

外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株価指数オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証券取引法（昭和23年法律第25号）第64条の3第1項の規定に基づき、平成6年8月9日から8月29日までの3週間、当該外務員について外務員の職務の停止を命じた。

### (13) 検査の結果に基づく勧告〔事案13〕

#### ① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、W証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年6月21日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

#### 1 損失の負担を約した勧誘

q支店営業員（当時）は、平成元年9月から2年12月にかけて、r支店営業員（当時）は、元年11月から3年5月にかけて、また、s支店営業員（当時）は、2年2月から2年8月にかけて、それぞれ複数の顧客との有価証券の取引に際し、当該顧客に対し、当該有価証券について損失が生じた場合にはその損失

の全部を負担することを約束して勧誘を行った。

当該営業員らが行った上記行為は、旧証券取引法（昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。以下同じ。）第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

## 2 特別の利益提供を約した勧誘

支店営業員（当時）は、平成2年7月から3年6月にかけて、複数の顧客との有価証券の取引に際し、当該顧客に対し、当該顧客が保有していた有価証券を時価を上回る価格で買い取ること等を約束して勧誘を行った。

当該営業員が行った顧客が保有していた有価証券を時価を上回る価格で買い取ること等を約して勧誘する行為は、旧証券取引法第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

### ② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年8月31日、W証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

#### ○ 外務員に対する処分

(1) 平成6年6月27日付をもって日本証券業協会会长に対し、

貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の3人について、適切な措置を講ずるよう通知した。

- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年7月27日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、8月5日付で、前記の3人について外務員登録の取消し及び外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員3人（q支店、r支店及びs支店の各営業員、いずれも当時）が行った有価証券の取引に際し、顧客に対して当該有価証券について損失が生じた場合にはその損失の全部を負担することを約束して勧誘した行為は、証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。以下同じ。）第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為」に該当すると認められ、また、当該有価証券の取引に際し、当該証券会社外務員（q支店営業員、当時）が行った、顧客が保有していた有価証券を時価を上回る価格で買い取ること等を約束して勧誘した行為は、証券取引法第50条第1項第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。）第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められたので、証券取引法（昭和23年法律第25号）第64条の3第1項の規定に基づき、それぞれ外務員について、以下のとおり外務員登録の取消し及び外務員の職務の停止を命じた。

イ 外務員登録の取消し r 支店営業員（当時）  
ロ 外務員の職務の停止

8月9日から9月8日までの1か月間

q 支店営業員（当時）  
8月9日から9月8日までの1か月間

s 支店営業員（当時）